

吸収合併に係る事後開示書面

2025年4月14日

ゲンゼ株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2025年4月14日

グンゼ株式会社
代表取締役 佐口敏康

当社は、津山グンゼ株式会社を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求をしておりません。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、消滅会社は、2025年2月7日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は差止請求手続を行っておりません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は反対株主の買取請求手続を行っておりません。

(3) 債権者の異議

存続会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、存続会社は、2025年2月7日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2025年4月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

- (1) 津山グンゼ株式会社は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。
- (2) グンゼ株式会社は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づく本合併に反対する旨の通知はありませんでした。

以上